平成３０年（フ）第５３７号
千葉県八千代市大和田1038番地１　千里ハイツ201
債務者　井野瀬智霞
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８４号
岐阜市上加納山4712番地146
債務者　永田とみ子
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１８５号
岐阜市上加納山4712番地146
債務者　永田　京子
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１８６号
岐阜市上加納山4712番地168
債務者　永田　勝彦
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５７９号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営住宅１棟1102号
債務者　曽和　　努
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５９２号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町10番地13　プレステージ301、前住所兵庫県豊岡市日高町国分寺372番地４
債務者　井澤　壮志
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９７号
奈良市六条西２丁目６番１－２号
債務者　中村　奈七
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３３９号
広島市安佐北区口田南４丁目12番３号
債務者　岡藤　和生
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４０号
広島市安佐北区口田南４丁目12番３号
債務者　岡藤　早紀
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４９号
（前住所）広島県廿日市市八坂２丁目11番25号
債務者　若園　　栞
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５０号
福岡市東区香椎台４丁目８番７－101号
債務者　坊野　　渚
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３号
茨城県取手市藤代830番地40
債務者　國府田竜信
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
茨城県取手市双葉１丁目28番17号
債務者　中井　　司
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
茨城県取手市桜が丘１丁目26番１号
債務者　成澤　雄二
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
茨城県取手市寺田6370番地　レオパレスロッソピアンコⅡ202
債務者　横田　護博
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第８５号
茨城県牛久市上柏田２丁目18番地１
債務者　沼田　雄一
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
茨城県稲敷市江戸崎乙1220番地
債務者　長澤　三男
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係